

社会福祉法人羽後町社会福祉協議会評議員の報酬等、並びに 会長から委嘱された委員等の報酬等の支給に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人羽後町社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第10条の規定により、法人の評議員並びに会長から委嘱された委員等の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(評議員の報酬等)

第2条 評議員がその職務を遂行するため、評議員会に出席したときは定款第10条の規定により報酬は支弁せず、費用弁償として3,000円を支給する。

2 前項以外の会長が指定した会議に出席した場合も同様とする。

3 会長から委嘱された委員等が委員会等に出席した場合は報酬は支給せず、費用弁償として、3,000円を支給する。

(その他必要な事項)

第3条 会長が特に必要と認める事項については、別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

平成24年 6月22日 一部改正

平成28年12月26日 一部改正し、平成29年4月1日から施行する。